（臨時休業の届出等）

第百十二条　金庫は、銀行法第十六条第一項の規定によるその業務の全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。

一　［略］

二　銀行法第十六条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三　［略］

［２・３　略］

４　銀行法第十六条第二項の金庫は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、前項の期間、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

５　銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

６　銀行法第十六条第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

（廃業等の公告等）

第百十九条　金庫は、銀行法第三十八条第一項の規定による公告及び掲示をするときは、預金又は定期積金その他金融庁長官及び厚生労働大臣が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

２　銀行法第三十八条第二項の金庫は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

（委託契約書の案の記載事項）

第百二十三条　前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

［一～八　略］

九　労働金庫代理業の内容、業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項

十　［略］

２　［略］

（標識の様式等）

第百二十八条　［略］

２　労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該労働金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

３　銀行法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　そのウェブサイトがない場合

（臨時休業の届出等）

第百十二条　［同上］

一　［同上］

二　銀行法第十六条第一項の規定による掲示の方法を記載した書面

三　［同上］

［２・３　同上］

［項を加える。］

４　銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　同上］

５　銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　同上］

（廃業等の公告等）

第百十九条　金庫は、銀行法第三十八条の規定による公告及び掲示をするときは、預金又は定期積金その他金融庁長官及び厚生労働大臣が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

［項を加える。］

（委託契約書の案の記載事項）

第百二十三条　［同上］

［一～八　同上］

九　労働金庫代理業の内容並びに労働金庫代理業の業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示に関する事項

十　［同上］

２　［同上］

（標識の様式）

第百二十八条　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］